

令和 9 年 度 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請のしおり

【保育所（園）・認定こども園・特定地域型保育事業所 入所（園）申込について】

保護者の申請に基づき、市が「保育の必要性」を認定したうえで、子どものための教育・保育を給付（提供）します。

【支給要件】

認定区分	区分（保育必要量）	主に利用する施設・事業所
1号認定 （教育標準時間認定）	—	認定こども園
2号認定 （保育認定・満3歳以上）	保育標準時間（※1） 保育短時間（※2）	保育所（園）・認定こども園
3号認定 （保育認定・満3歳未満）	保育標準時間（※1） 保育短時間（※2）	保育所（園）・認定こども園・特定地域型保育（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）事業所

（※1）フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）

（※2）パートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）

※保育が延長となる場合は、別途延長保育料が掛かります。

申請受付期間

【保育所（園）・認定こども園】

令和8年10月1日（木）～10月15日（木）（日曜・祝日を除く。）

午前9時00分～午後5時00分（土曜日は、午後0時30分まで）

令和9年度施設入所（園）児童年齢（対象年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢です。）

5歳児 令和3年4月2日～令和4年4月1日生

4歳児 令和4年4月2日～令和5年4月1日生

3歳児 令和5年4月2日～令和6年4月1日生

2歳児 令和6年4月2日～令和7年4月1日生

1歳児 令和7年4月2日～令和8年4月1日生

0歳児 令和8年4月2日生以降

申請方法

入所（園）を希望する施設で提出書類用紙等を受け取り、受付期間内に希望の施設へ提出してください。申込書（申請書）には第3希望まで記載し、第1希望の施設へ提出してください。

提出書類が不足していると、受付ができませんので、ご注意ください。

虚偽の申請が判明したときは、却下または退所（園）となります。

提出書類

- 1 令和9年度施設（事業所）利用申込書 兼 施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書（現況届）
記入例を参考に表裏もれなく記入してください。

黒のペンかボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入してください。（消せるボールペンは使用しないでください。）

世帯の状況欄は、児童と同居している人全員を記入してください（父母が単身赴任等で別居の場合も記載）。また、入所申込児童の兄弟姉妹については、年齢、同居・別居に関わらず、必ず記入してください。

- 2 保育の必要性を証明する書類〔保育の利用を希望する方のみ〕

父母、同居の祖父母および児童の扶養義務がある同居の親族の方について、提出してください。

保育を必要とする事由	必要となる書類
就労または就労予定	就労証明書（別紙様式あり） 確定申告書の写しなど営業実績が確認できるもの（自営業の方） （就労予定の方は、就労開始後、再度就労証明書を提示してください。） ※令和4年度より「標準様式（社印不要）」を採用しております。但し、法人企業等の独自様式も利用できます。
求職中	求職中の申立書（別紙様式あり）、ハローワークカードの写し（お持ちの方） （就労開始後、速やかに就労証明書を提出してください。入所後3ヶ月以内に就労証明書が提出されない場合は、原則退所となります。）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙および分娩予定日が記入されたページ）
疾病・障害	疾病・障害の方について、次のいずれかの書類 診断書・身体障害者手帳の写し★・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し★ ※父母や祖父母以外に手帳を持つ方が同居している場合も提出してください。
看護・介護	看護・介護を要する方について、次のいずれかの書類 診断書・身体障害者手帳の写し★・療育手帳の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し★・介護保険証の写し★
就学	在学証明書およびカリキュラムの分かるもの 職業訓練の場合は「訓練内容を確認できる書類」
育児休業中 （継続利用の方のみ）	就労証明書（別紙様式あり）
その他	保育の必要性を証明する書類

※★印の書類は、マイナンバーを記載された方の分については不要です。

利用者負担額（保育料）

- 1 利用者負担額（月額）は、規則で定める基準に基づき、父母の市町村民税の課税状況（令和9年8月以前は令和8年度市町村民税、令和9年9月以降は令和9年度市町村民税）により決定します。ただし、場合によっては、同居の祖父母の方が算定の対象になることがあります。利用者負担額基準額表は、別途お知らせします。
- 2 個別の利用者負担額のお知らせは、令和9年4月下旬の予定です。
- 3 年度途中で、市町村民税額が変更となった場合は、令和10年3月31日までにお知らせください。

そ の 他

[令和9年4月入所を希望する方]

- 1 新規申請の方は、令和9年2月頃に認定証を交付します。交付された認定証は、大切に保管しておいてください。
- 2 施設（事業所）利用申込書に基づき入所（園）の調整を行い、令和9年2月中に入所承諾書を発行する予定です。なお、認定基準に該当していても、施設の定員に余裕がないときは、希望の施設に入所（園）できない場合があります。

[保育の利用を希望する方]

- 3 入所（園）の期間は原則1年間ですが、保育を必要とする事由によっては、期間が短くなる場合があります。
- 4 入所（園）承諾された児童でも、保護者の方の退職等状況の変更により、家庭での保育が可能になった場合は、認定基準に該当しなくなりますので、入所（園）辞退等の手続きをしてください。
- 5 市外へ転出される場合は、原則、月末で退所（園）となりますので、施設へ認定証を添えて退所（園）届を提出してください。
- 6 家族構成・住所・就労先等の変更があった場合は、届出が必要になりますので、必ず保育こども園課までお申し出ください。

保育の認定基準（2号認定・3号認定）

保育所（園）・認定こども園・特定地域型保育事業所へ入所（園）できるのは、児童の保護者が次のいずれかに該当することにより、その児童の保育を必要とする事由があると認められる場合です。

※同居の祖父母が家庭で保育できる場合は、入所（園）の優先度を調整することがあります。

- 1 就労している（1か月に48時間以上。フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む。）。
- 2 妊娠中または出産後8週の期間に上の子を保育できないとき。
- 3 疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神的・身体的に障害を有している。
- 4 同居の親族の介護・看護（長期間入院している親族を含む。）。
- 5 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている。
- 6 求職活動をしている（起業準備を含む。）。
- 7 就学している（職業訓練を含む。）。
- 8 その他、保育を必要とする状態にある。

問い合わせ

（受付時間 月～金：9:00～17:00）

各施設または

健康福祉部保育こども園課 TEL076-274-9527(直通)

白山市内施設一覧表

保 育 所 名			所 在 地	電話番号	対象年齢	特別保育
松 任	公 立	わかみや保育所	ハツ矢町 500-1	276-5118	10 か月～	延
		乳児保育所	倉光八丁目 16-3	274-1592	2 か月～1 歳児	延 休
		千代野保育所	千代野西二丁目 13	275-7262	2 か月～	延
	私 立	はまなす保育園	相川町 1262	276-1105	2 か月～	延 体調
美 川	公 立	湊保育園	湊町 1-41-1	278-2290	2 か月～	延
鶴 来	公 立	双葉保育所	道法寺町ト 73	272-2178	2 か月～	延
	私 立	こひばり園ももといちご	陽羽里二丁目 88-1	259-1785	2 か月～1 歳児	延
白 山 ろ く	公 立	吉野保育所	吉野東 56	274-9527	2 か月～	延
	私 立	とりこえ保育園	上野町オ 20	254-2055	2 か月～	延 体調

認定こども園名			所 在 地	電話番号	対象年齢	特別保育
松 任	私 立	松任こども園 (幼保)	茶屋二丁目 41	276-3712	1 歳児～	延
		あさがおこども園 (幼保)	相木三丁目 12-9	274-3010	2 か月～	延
		あいのきこども園 (幼保)	相木町 797	276-6844	2 か月～	延
		いしかわこども園 (幼保)	源兵島町 288	277-1011	2 か月～	延 体調
		あゆみこども園 (幼保)	笠間町 1125	276-1104	2 か月～	延 体調
		認定こども園悠愛 (幼保) ★	成町 418-2	276-0070	2 か月～	延 体調
		認定こども園恵愛 (幼保)	村井町 2	276-0008	10 か月～	延 体調
		ぶじょうこども園 (幼保)	北安田町 396-1	276-3711	10 か月～	延 体調
		あかねこども園 (幼保)	村井町 2622-1	276-1102	2 か月～	延 体調
		こども園わかば (幼保)	長竹町 299-1	276-6838	2 か月～	延 体調
		あさひこども園 (幼保)	旭丘二丁目 33	276-1107	2 か月～	延 体調
		林中こども園 (幼保)	剣崎町 881-3	276-2140	2 か月～	延 病後 体調
		はくさんひかり園 (幼保)	五歩市町 60	276-1103	2 か月～	延 体調
		郷こども園 (幼保)	番匠町 1501	276-8521	2 か月～	延 体調
		山島こども園 (幼保)	安吉町 116-2	276-1106	2 か月～	延 体調
		西柏こども園 (幼保)	西柏町 8-1	276-5436	2 か月～	延 体調
		とくの幼稚園 (幼)	番匠町 242	276-2188	1 歳児～	延
		ちよの幼稚園 (幼)	千代野東四丁目 16	275-2102	1 歳児～	延
美 川	私 立	みかわこども園 (幼保)	美川和波町北 68	278-3108	2 か月～	延 病 体調
		蝶屋こども園 (幼保)	井関町 116-2	278-3043	2 か月～	延 体調
鶴 来	私 立	くらやまこども園 (幼保)	明島町中 161-1	272-1382	2 か月～	延 病 体調
		ふじこども園 (幼保)	森島町い 16-1	273-0241	2 か月～	延 体調
		あいわこども園 (幼保)	知気寺町ぬ 129-6	273-3463	2 か月～	延 体調
		はちどりこども園 (幼保)	部入道町土地区画整理事業 施行地区 1 街区 4 番・5 番	236-2778	2 か月～	延 体調
		つるぎこども園 (幼保)	鶴来本町三丁目ル 18-2	273-1676	2 か月～	延 体調
		鶴来第一幼稚園 (幼)	鶴来日吉町口 130	273-0066	1 歳児～	延
		鶴来第二幼稚園 (幼)	行町 11-1	273-3377	8 か月～	延
白 山 ろ く	私 立	かわちこども園 (幼保)	河内町福岡 88	273-3060	2 か月～	延 体調

★令和 9 年 4 月から認定こども園に移行予定です。詳細については、直接、施設にお問い合わせください。

(幼保) 幼保連携型認定こども園 (幼) 幼稚園型認定こども園

小規模保育園名			所 在 地	電話番号	対象年齢	特別保育
松 任	私 立	B's 保育園	北安田町 548-2	090-6495-4913	2 か月～2 歳児	延
		ナナイロ保育園	横江町 5001 (イオンモール白山内)	220-7716	1 歳児・2 歳児	延
白 山 ろ く	私 立	白峰保育園	白峰ハ 157-1	259-8003	10 か月～	延

開所時間／(月)～(金) 7:00～19:00、(土) 7:00～18:00

(ただし、くらやまこども園・白峰保育園の土曜保育は 13:30 まで、B's 保育園の土曜保育は 19:00 まで、ナナイロ保育園の土曜保育は 13:00 まで、ふじこども園の土曜保育は 7:30～17:30 まで、とくの幼稚園の平日保育は 7:30～19:00 まで、土曜保育は 7:30～15:30 まで、第 2・第 4 土曜日は休園、ちよの幼稚園の平日保育は 7:30～18:30 まで、土曜保育は 8:00～16:30 まで、鶴来第二幼稚園の平日保育は 7:30～18:30 まで、土曜保育は 7:30～18:00 まで)

特別保育／延 延長保育(月)～(金) 休 休日保育 病後 病後児保育 病 病児保育 体調 体調不良児保育

※特別保育の保育時間は各施設へ問い合わせください。休日、病後児、病児保育はその施設に通ってなくても利用できます。また、病児保育センター(倉光三丁目 ☎ 276-0050)も利用できます。